

## 関市農業用ビニールハウス設置事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、直売所等へ出荷する農家が農作物の品質向上や生産拡大を図るため、農業用ビニールハウス（以下「ハウス」という。）を設置する事業（以下「事業」という。）に係る費用の一部を関市農業用ビニールハウス設置事業補助金（以下「補助金」という。）として交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 農家 個人、法人及び集落を単位として生産行程の全部又は一部を共同で行う組織をいう。

(2) グループ 2人以上の農家で構成された組織をいう。

(補助対象者等)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、市内に住所及び農地を有し、当該農地にハウスを設置する農家又はグループとし、直売所等へのおおむね3年以上作付けするものとする。

2 補助の対象となるハウスは、1農家又は1グループにつき1棟とする。

3 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、新設し、又は増設するハウスの資材費に要する経費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の4分の1に相当する額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、100,000円を限度とする。

(補助金の交付申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、関市農業用ビニールハウス設置事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) ハウスの構造図
- (3) 見積書の写し
- (4) 農産物直売施設出荷計画表
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付するかどうかを決定し、関市農業用ビニールハウス設置事業補助金交付（不交付）決定通知書（別記様式第2号。以下「交付決定通知書」という。）により申請者に通知する。

3 前項の規定により、補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請の内容を変更しようとするとき又は事業を中止しようとするときは、関市農業用ビニールハウス設置事業補助金交付申請変更等承認申請書（別記様式第3号）に交付決定通知書の写しを添付して、市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、当該申請を承認するかどうかを決定し、関市農業用ビニールハウス設置事業補助金交付申請変更等承認（不承認）通知書（別記様式第4号）により交付決定者に通知する。

5 市長は、第2項の規定による補助金の交付決定及び前項の規定による申請内容の変更の承認について条件を付けることができる。

（実績報告等）

第6条 交付決定者は、事業が完了したときは、速やかに関市農業用ビニールハウス設置事業実績報告書兼補助金交付請求書（別記様式第5号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 領収書の写し
- (2) 事業完了時の現場写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付）

第7条 市長は、前条に規定する書類を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 交付決定者がこの告示の規定に違反したとき。

(2) 交付決定者が偽りその他不正の行為により補助金の交付決定を受けたことが明らかになったとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が補助金の交付を適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるときは、関市農業用ビニールハウス設置事業補助金交付決定取消(返還)通知書(別記様式第6号)により交付決定者に通知する。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

平成25年7月18日から施行する。